

西宮市における「教育振興基本計画」

1 西宮市における「教育振興基本計画」について

平成 20 年 7 月、政府は教育基本法(平成 18 年 12 月改正)第 17 条に基づき、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための教育振興基本計画を閣議決定しました。また、平成 25 年 6 月には第 2 期教育振興基本計画を、平成 30 年 6 月には第 3 期教育振興基本計画を閣議決定しました。

同法では、地方公共団体においても、国の計画を参酌して「教育振興基本計画」を策定するよう努めることとされており、兵庫県では第 3 期ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)を策定、計画の対象期間は平成 31 年度から 5 年間となっています。

一方、西宮市では、平成 31 年 4 月からの長期的なまちづくりの基本的方向と事業・施策を体系的に示す指針となる、第 5 次西宮市総合計画(以下「総合計画」という。)が策定されました。内容としては、行政マネジメントシステムの観点から、行政評価、総合計画、実施計画、予算執行が、全て総合計画の体系により関連付けられ、PDCA サイクルを活用し、施策の重点化を図りながら事務事業を実施するよう構成されています。

この総合計画は、教育基本法が求める「教育振興基本計画」の内容を包括しており、計画スパンとしても、5 年後に社会情勢の変化や各施策の進捗状況等を検証した上で見直すことから、本市における「教育振興基本計画」としてふさわしいものと考えています。

また、策定上の手続きとして、市民アンケートや団体からの意見聴取、パブリックコメント、地域別説明会等を経ており、以上のことから、本市では、総合計画の教育委員会所管分野を、西宮市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画(いわゆる「教育振興基本計画」)と位置付けています。

教育委員会では、総合計画の策定に合わせて、平成 31 年 4 月より、その目標である「未来を拓く 文教住宅都市・西宮～憩い、学び、つながりのある美しいまち」のもと、西宮教育推進の理念である「夢はぐくむ教育のまち西宮」を目標に、教育の振興に取り組んでいるところです。

なお、各教育施策は、毎年作成している「実施計画」「西宮教育の推進方針」「西宮教育推進の方向」等によって具体化し、「教育に関する事務の点検及び評価」により、その進捗状況の確認と点検・評価を行い、目標の達成と更なる課題解決に努めています。

2 対象範囲及び計画期間

総合計画の基本計画に記載された項目のうち、教育委員会が所管し推進する、4 つの政策と 7 つの施策、19 の取組内容が西宮市における「教育振興基本計画」となります。計画期間は平成 31 年度から 5 年間であり、総合計画の基本計画に合わせた見直しを行います。

なお、教育委員会が推進する具体的な取組内容は次の表のとおりで、事務局及び各教育機関は、各取組内容の位置付けとその意義の理解に努めて業務遂行にあたっています。

【西宮教育の基本理念と「教育振興基本計画」の対象範囲及び取組内容】

西宮教育の基本理念	西宮市における「教育振興基本計画」			
	政策	施策	取組内容	
夢はぐくむ教育のまち西宮	子供・教育	子供・子育て支援	乳幼児期の教育・保育環境の充実	
		学校教育		教育環境の整備 幼稚園・小学校・中学校教育の充実 高等学校教育の充実 特別支援教育の充実 学校生活の安全・安心 心や体の育ちを支える教育活動の充実 教職員の力量向上と勤務時間の適正化 計画的・効率的な学校園施設の整備
		青少年育成	青少年健全育成体制の充実 地域・家庭の教育力の向上 留守家庭・放課後等の児童育成	
	福祉・健康・共生	人権・多文化共生・平和	社会教育	人権問題の解決
	都市の魅力・産業	生涯学習		生涯学習社会の推進 図書館など生涯学習関連施設の機能充実 学校教育との連携
		文化芸術		文化財の保存と活用
	政策推進	住民自治・地域行政		地域力の向上 コミュニティ拠点施設の有効活用

※第5次西宮市総合計画は、西宮市ホームページのほか、公共図書館などで閲覧可能です。